

『勝鬘經義疏』を讀みて

金子 大 榮

太子は云何なる執意と感懐とをもつて『勝鬘經』を讀誦せられたであらうか。これ『義疏』を讀みて第一に喚起せらるゝ問題である。『日本書紀』推古十四年の紀に依れば、秋七月、天皇請_二皇太子_一、令_レ講_二勝鬘經_一。三日説竟之。といふ。されば太子の『義疏』は女帝に在せし推古天皇の望に應じられたものであり、而して帝が殊に斯經を撰ばれしは、夫人勝鬘の説なるに親しみを感じられたのであらう。併し太子が帝の請に應じて之を説き給ひし旨意は、この經の中に王者の道を發見せられしが爲めである。思ふに太子始め斯經を讀誦せらるゝや、こゝに日本國家の基礎たるべき「正法」の嚴存することを認められた。次でこの正法實現の願行が夫人勝鬘の永遠の理想として説かるゝを見、現に太子自ら女帝の輔佐の任にあるに想到し、帝こそは勝鬘の再誕としてこゝにその久遠の願を實現せられねばならぬことを念じ、同時に之が輔佐としての自己の使命の重大なることを感せられたので

あらう。爾來太子は時々この旨を帝に語り給ひたに相違ない。而して帝はまた深くこの説に感激して、斯經の講義を太子に要請せられたのである。

人或は如上の叙述をもつて一個の憶斷に過ぎぬといふかも知れぬ。しかし如上の想定は『義疏』を讀むもの、特にこれが太子の述作であるとの注意をもつて正しく讀むものには、決して無理でないことが知らるゝであらう。古來、太子の『義疏』は簡にして要を得、能く大義を明かにせることをもつて稱せられてゐる。この事は彼の精細をもつて知らるゝ嘉祥の『勝鬘寶窟』の其實煩雜の嫌あるに對照して殊に注意せらるゝのである。併し太子の解釋も全く傳統が無いのではない。疏文には所々に『義家云』といひ、『本義云』というて其基づくところを示してある。殊に間々「私釋少異」と自説を出してあることを見ると、その事は恰も疏の大體はその所謂『義家』に依つて居ることを裏書して居らるゝやうに思はれる。然るに其義家の誰であるかは明了でないが、太子の師たりし高麗の慧慈、百濟の慧聰は、梁の光宅寺の法雲法師の流を汲むものなれば、恐らく法雲法師を指すものであらう。既に『法雲法師云』といふ語も疏文の上に一箇所見えてゐる。また『勝鬘寶窟』に數多く現はるゝ『有云』の中にも、太子の解釋と同一なるものも發見せられる。されば何れにしても『義疏』の解釋には傳承のあることは明かである。併し言ふまでもなく、それら義家の説も一度は皆な太子の領會を通じて『義疏』に現はれしものなれば、この意味に於て『義疏』の説は太子其人のものである。こゝに至

りて間々出づる「私釋少異」の語は、太子が唯だ徒らに傳承せられたものでないことを明かに證するのである。

然るに『義疏』が太子獨自のものであることを正しく理解せん爲には、殊に『勝鬘經』が太子に取りて特別のものであつたことを知らねばならぬ。淨影・嘉祥等の註釋家の眼に映じたるものと異なるは言ふまでもなく、たとへ法雲法師に従ふものとするも、經に對しての領解は法雲法師と全く異なるものがあつたことを知らねばならぬ。而して其の爲には、單に『義疏』の文字だけで經を讀むことをせず、身を太子の位置におき、太子の精神を念じつゝ經に接せねばならぬ。即ち疏文よりは先づもつて經文の上に太子の精神を讀み、これを疏文と照應せしむべきである。何故なれば經文こそは太子に取りての根本聖典であつて、疏は畢竟經文領解の補助に過ぎぬからである。所詮、太子は講解に依つて大に自己の見解を現はさうとせらるゝものでない。太子は唯だ『勝鬘經』說に逢へることの上に充分の意味を發見せられた。それ故この經に對する眞實の領解は、直に太子の願行として實現せられたのである。

二

王者の使命——太子が女帝輔佐の任を負うて殊に『勝鬘經』の上に發見し給ひし王者の使命は、早

くも經の第一歎佛眞實功德章に見ることが出来る。夫人勝鬘已に父母の勸に依り、面たり常住の如來を感じし、即ち接足作禮して佛德を讚嘆する。その時如來はこれを嘉納し、やがて勝鬘に授記して曰はく、

『汝、如來眞實の功德を歎す。この善根を以て當に無量阿僧祇劫に於て天人の中に自在王自在王なるべし。一切の生處に常に我を見るを得て現前に讚歎せんこと今の如く異なることなからん。

『當にまた無量阿僧祇の佛を供養し、二萬阿僧祇劫を過ぎて作佛するを得て普光如來應止遍知と號すべし。彼の佛の國土には諸の惡趣・老病・衰惱・不適意の苦み無く、亦た不善業道の名もなし。彼の國の衆生は色力壽命五欲衆具、皆な悉く快樂にして他化自在の諸天に勝らん。彼の諸の衆生は純一大乗にしてあらゆる善根を修習する衆生は皆な彼に集らん』

と。時に無量の衆生、夫人の受記を得るや皆な彼國に生せんことを願ふに、世尊は悉くその願の如くならんことを記し給ひた。

既に太子の心を以て經を讀まんとするものならば、誰かこゝに此の自在王の文字を看過することが出来やう。無量劫に人天の中に生れて、常に勝鬘の理想を實現せんとするもの、「これ豈に異人ならんや」の感が、太子の胸を領せしことは誰か拒むことが出来やう。永遠に眞實の如來に歸依して普光如來の淨土を莊嚴するを念願とすること、太子は正しくこゝに自己の使命を發見せられたのである。

眞實の歸依と之に依りての行善、また太子が『勝鬘經』解釋の樞要である。「今日常住眞實を歎じて

願うて歸依を爲す、昔日の無常に歸依するに異なれり。且つ善を行するの義は本と歸依にあり。今廣く萬行の道を明さんと欲す、故に歸依を以て首となすなり」逝ける釋尊を慕うて敎團の律法を守るは小善小行である。常住の如來に奉仕して菩薩の道を果遂すること眞實の行善である。誠に常住の如來に歸敬してこそ、今日の自在王は過去勝鬘の願行を感得して、淨土莊嚴の理想に向ふのである。

されば普光如來の淨土は、太子の觀念の世界であつた。太子が生涯の事業とその精神とは、この淨土莊嚴の自在王の願としてのみ、最も善く領解し得らるのである。敬田・悲田・施藥・療病の諸業は「篤敬三寶」の心より現はれたものに相違はないが、それはそのまゝ、斯經の文と合一するのである。特に經文に拔苦・與樂・修善の順序に説かれしことは、注意すべきことである。人間に取りて原●理●的●に●必要●なる●もの●を●列●舉●す●れば、當●然●修●善●・與●樂●・拔●苦●の●順●序●で●ある。されど現●實●的●に●必要●なる●もの●を●列●舉●す●れば、反●對●に●拔●苦●・與●樂●・修●善●で●ある。而して現前の社會問題は實にこの原理と現實との交錯の上に存するのである。吾々は他日の樂の爲に今日の苦を忍ぶべきことを強い、或は善たらんが爲に種々の苦を甘んせよといふ意見に對しては、その實際生活に同情なき冷酷さを啣つことが出来る。併しさりとて苦を除くことのみ終る社會を、いかで意味あるものと思ふことが出来る。社會の理想は拔苦でなくて安樂である。安樂でなくて修善である。故に社會の理想は純一大乘の衆

生の集まることである。随つてこの理想が興へられないならば、其處には眞實の社會は存在せぬのである。斯くしてこの原理と現實とを云何に歸一せんかは、眞に社會を念ずるものゝ課題となる、太子が爲政の方針亦實にこの課題を解くにあつた。随つて普光如來の淨土は、云何に深く太子の觀念界に現はれしかは想像するに難くはないのである。

三

『經』の第二章なる十大受は、夫人勝鬘が世尊の前に誓ひし日常生活の法規である。而してまたこれ實に太子が常住の如來を念じつゝ實行せられし道德である。「佛の眞實を歎じて常住に依らんと求むることは本と善を修せんが爲めなり。歸依即ち昔に異なる、戒も亦た昔を改むべし。かるが故に今大受をうけて昔日の小乗の五戒に異なるなり」小乗の五戒はその獨を慎しむ一般凡俗に取りては適當なりとしても、社會人類を負うて立つ王者の道としては充分でない。しかも前者は古の偉人としての釋尊の訓誨としても守り得べけんも、後者は必ず常住の如來に歸依することに依りてのみ認めらるゝのである。斯くて眞實の歸依から王者の大道が感得せらるゝ。

さればその王者の大道なる十大受とは云何なるものであらうか。太子はこれを攝律儀戒・攝衆生戒・攝善法戒の三に別ち、「將に他を化せんと欲せば必ず先づ己身を正すべし、ゆへに先づ自行を受

く。大士の己を正すは要らず物を化せんが爲めなり。故に次に攝衆生戒あり。化物の道はたゞ惡を止むるのみにあらず、要らず福善を修す、故に第三に攝善法戒あり」と説いてゐらるゝ。自ら正して他を化益し、自他共に眞實の道に進まんことを念願する。これより外に菩薩の行はない。しかも斯く簡明に十大受の根本義を領解せられしところに、太子が爲政上の自覺をも伺ふべきではなからうか。

太子に依れば、自正の道は即ち十大受の前五受である。その第一は所受の戒、但だ身口を制するに止めずして心を制することを誓うて先づ行の根本を淨うするものである。次に第二と第三との二受は於「諸尊長不起慢心」と於「諸衆生不起恚心」との行である。然るに太子はこゝで何故に上長に對しては殊に慢心を戒め、下卑に對しては恚心を戒むるかに就いて繰返し丁寧の説明を施してある。その意一に曰はく、「人の情上に於ては等しからんことを樂ねがふが故に慢を起し、下に於ては逼せんと求むるが故に瞋を起す」故にこれを戒むるのである。二に曰はく、「尊の上に多く瞋を生じて慢は少し、何となれば尊き者はその高貴を憑んで好んで群下を凌ぐ、故に下は多く瞋を生ず。而も其徳は自ら敬すべきが故に慢の生ずることは少し」これに反して「卑の上には慢は多く生じて瞋少し。何となれば即ち己より下にありと爲して理自ら凌ぐべし。故に慢を生ずることは多し。縦横に我に隨ふが故に瞋を生ずることは少し」故に今の經文はその少きを戒むべきを説いてその多きは本とよ

り慎しむべきことを現はすのである。三に曰はく、「尊長は敬すべきものである。依りて慢を戒めて敬これを現はし、下卑は悲しむべきもの、依りて瞋を戒めてこれを示すものである——この反復せられし解釋も、これを十七箇條の憲法に、第一條より幾多も繰返さるゝ」「上和下睦」の語と照應せしむれば、太子の意のあるところを知るに充分であらう。更にまたこの三種の解釋あることに依りて、人格平等の主張強き現代に於ても、上和下睦の道は滅さるべきでないことが知らるゝであらう。

次に第四・第五の二受は、「他の身色及び外の衆具に於て嫉心を起」さうと、「内外の法に於て慳心を起」さうとである。即ち他にあるものを嫉まず。自にあるものを慳まざるの心である。先の慢と瞋とは名を執するより起り、今の嫉と慳とは利を執するに生ずる。前者は我慢であり後者は我慢である。我慢と我慢と我愛とに執らへらるゝかぎり、吾々は到底正念・正思惟に住することは出来ぬ。正念・正思惟なくして如何で眞實の菩薩道を實現することが出来やう。斯くして已上の五受は一般人の道德であるべきは言ふまでもないが、特に社會人類を負うて立つべき爲政者の嚴守せねばならぬ精神であることを、太子は深く感得せられたのである。

されば次の四受、即ち攝衆生戒として擧げらるゝものは、太子に取りて正しく王者爲政の方針であらねばならぬ。依りて太子はその攝衆生の四受を慈心興樂と悲心拔苦に分ち、その各を更に果と因とに別ちて詳かに説明して居らるゝ、「自ら己の爲に財物を受蓄せず、凡そ所受あらば悉く貧苦の

衆生を成熟せん」とは與樂の果である。「自ら己の爲に四攝法を行せず、一切衆生の爲の故に無愛染心・無厭足心・無望礙心を以て衆生を攝受せん」とは與樂の因である。即ち前者は與樂の實行であり、後者は與樂の精神と見るべきである。實行は急であるが精神は更に要である。與樂若し恩を賣るの愛染心より行はるれば、いかで眞實の行善といふことが出來やう。布施も愛語も畢竟一個の私事となつて終うのである。

「若し孤獨・幽繫・疾病・種々の厄難困苦の衆生を見ては終に暫くも捨てず、必ず安穩ならしめんと欲して義を以て饒益し衆苦を脱せしめ然して後ち捨せん」勝鬘の第八正受は、太子をして直ちに悲田・施療等の拔苦の實行たらしめた。而して「若し捕と養と衆の惡律儀のものと及び諸の犯戒のものとを見ては終に棄捨せず、我力を得ん時、彼々の處においてこの衆生を見ては、應に折伏すべきものはこれを折伏し、攝受すべきものは之を攝受せん」といふ第九受に至りて、恩威並び行はざるべからざる所以を認められたのである。太子即ち曰はく、「力に二種あり、一に勢力、二に道力なり……重惡をば即ち勢力を以て折伏し、輕惡をば即ち道力を以て攝受す。惡を息め善を修すれば即ち聖化久住す。聖化世に住すれば即ち善來り惡去る故に天人充滿し惡道減少す、道器既に増すれば即ち佛法輪つねに轉ずべし」と。一切衆生の中には道力を以てのみ感化するには、餘に業障の深きものがある。勢力の折伏はこゝに於いてか止むを得ぬことである。されど折伏の大業は眞に衆生を負ふ

て立つ王者に依りてのみ爲さるべきである。無限大悲の根據に立つ佛教も、その同じ根據から正法に依るの權を説かざるを得ぬのである。善財童子の善知識なる満足王は、この權の正用に依りて菩薩行を成就せるものである。勝鬘夫人も今「折伏攝受の故に法をして久住せしむ」といふ信念の下にこの第九受を正受せるのである。而して太子に依りて如何にこれが實行せられたるかは、史實において明かに證せらるゝことであらう。

然るに折伏攝受は「法久住」の規範の下に行はるゝのであつた。それ故、攝善法戒として第十受は、唯だ一つ「攝受正法」の心に結歸せられた。「世尊、我今日より乃至菩提に至るまで正法を攝受して終に忘失せず」さらばその正法とは云何なるものであらうか。この正法こそは夫人勝鬘の全心を以て求めたるものであり、太子をして「篤く三寶を敬へ」の立憲をなさしめしものである。随つて『勝鬘經』の中心問題は一にこの「正法」に集注するのである。

四

正法の云何に經の中心問題なるかは、先づ夫人勝鬘が十大受を正受し終りて、更に佛前において發せる三大願に於いて見ることが出来る。その願に曰はく、

「この善根を以つて一切生において正法智を得ん。これを第一の大願と名づく。

『我、正法智を得已りて、無厭心を以つて衆生の爲めに説かん、これを第二の大願と名づく。

『我、攝受正法において身命財を捨て、正法を護持せん、これを第三の大願と名づく。

と。而してこの三大願已下の經文は、畢竟「攝受正法」の意味を種々の方面より説明するものに外ならぬのである。さらばその攝受正法といふことは、勝鬘及び太子に依りて云何に解釋せられたであらうか。

一、願とその成就。然るに吾々はこの主題に入るに當りて、一應太子が云何に「勝鬘經」の大綱を觀察せられしかをを知るを要する。太子は經の結末に釋尊自ら指示せられたるところに隨つて、經文を十四章に分ち、而して其十四章を乘之體・乘之境・行乘人の三段に別ちてある。その乘の體とは菩薩の願行であり、乘の境とは菩薩智の對象たる聖諦であり、行乘の人とは聖諦を認知する者といふのである。されば斯經が云何なる眞理を詮はすかに着眼すれば、當然乘の境を説くところが注意せらるゝ。世親の「佛性論」の如きは殊に斯經のこの點を解明してある。然るに太子の着眼せらるゝところは、寧ろ多く乘の體にあるやうに思はるゝ。即ち太子は勝鬘の願行を正受して、其所に自己の道を發見せられたのである。

而して其乘の體において太子はまた自行と他分行と別ち、歎佛功德・十大受・三大願の三章を自分の行とし、攝受正法・入一乘の二章を他分の行として居らるゝ、曰はく、「勝鬘は本これ不可思議

なり、但し迹は七地にあり。今初の三章は七地の行を明す、故に自分行と云ふ。第二に後の二章は他分行を明す。八地以上の行にしてその七地の分に非ることを明す。故に他分行と云ふ」と。かくして八地以上を勝鬘の理想界とし、七地已前を勝鬘の現實境としての解釋が、『義疏』を一貫する方法である。さらば七八二地に依りて對立せらるゝものは何であらうか、之を廣く經論に尋ぬるに、七地を中心として前後異るところは、所謂功用・無功用の別である。初地已上の菩薩は既に眞實の理を認むるが故に三昧に入りて能く眞理の遍通を見る。されど三昧より出づるや無始の業障に妨げられて、その眞理を見失はんとする、依りて其の智の如く行ふに努力精進を要するのである。而してこの精進功用に依りて漸次に入定と出定との間の矛盾を取り去り、八地に至りて遂に入出無碍の境に達し、無爲自然に智行の融一を得るのである。

思ふに菩薩の大悲といふは、眞智に依りて清淨にせられたる無限の愛である。それ故一切衆生を救濟せんと願は眞理を見たる菩薩の胸に當然現はるゝのである。誰か眞實の如來に歸依する時、我執の胸を破りて、一切の人々と相親しまんとする願を拒むことが出來やう。この願のあるかぎり大悲は其所に現實する。されど悲しむべし、そは唯だ吾等が三昧にある時のみのことである。深く一切の人々を愛せんと念ずる者も、現實の人に接しては容易に愛し得ざるの惱みに當面するのである。こゝに於いてか現實においては願と事實とが對立し、願が實行を呼起し、實行によりて願を

高めることが須要となるのである。随つて又た吾々は遂には實行が容易となり、願と行とが自然に融合するの境を期待せねばならぬ。こゝに七地を中心として前後の位を別つ意味が存在する。この二はまた願とその成就とも見るべきであらう。今勝鬘の十大受・三大願をもつて自分行とするものは、願は行を導き行は願を高むる現實を現すのである。而して攝受正法・入一乘を以つて他分の行とするは、眞實の攝受正法の境地は願行自然にして始めて體驗せらるゝことを現はすのである。この事は攝受正法の云何なるものなるかを知らんが爲めには、殊に注意すべきことである。

二、正法||攝受正法。さて經と疏とにおいて明かに説かるゝことは、正法と攝受正法と一體不二なることである。即ち疏に曰はく、「攝受正法とは、能く萬行を攝するの心を攝受と爲す。所修の善理に當り邪に非ざるが故に正と言ふ。物の軌則と爲るが故に法と言ふ」と。これ攝受正法といふ文字の含む意義である。而して經には勝鬘自ら世尊に對して、「攝受正法とは異の正法なし異の攝受正法なし。正法とは即ちこれ攝受正法なり」と言ひ、太子はこれを解して、「八地以上は既にこれ法身なるが故に、萬行正法を以つて心と爲し、心を以つて萬行正法と爲す。心と法と一體にして更に二相なし。故に萬行正法即ちこれ心なり。心即ち萬行正法なりといふ」と説明してある。これ即ち攝受正法の實際である。

然るに經の正法をもつて直に萬行であるといふことは多少考究を要することである。吾々にして

若し乗の體を説く一段に注意するならば、正法とは法身如來藏であり、これを攝受するものは空智・不空智であると想定するのであらう。かくして論家・釋家に依りて説明せられし理智不二の根據をこゝに見るのである。太子も亦かく解釋することを拒まるゝものではない。既に「理に當り邪に非るを正といふ」と説明せられてある。その理は凝然常住の眞如とすれば、これを攝受するものは無漏の眞智であらねばならぬ。然るに太子が正法を以て萬行とし攝受をもつて心とせられたのは何故であらうか。それは勿論攝受正法を八地已上の境とせられし立場に依るのであらう。即ち「八地已上は既にこれ法身なるが故に」こゝに願行自在の境地を現はすべきであるからである。されど吾々はこゝで特に理が行となり智が心となつた事を味はずに居られない。それは理智不二といへば、云何にも殊に理性のみの問題に思はるゝが、行心一體となる時には、實に全自我の道と感せらるゝからである。

かくして吾々は「萬行正法をもつて心とし」また「心をもつて萬行正法」とする境地を理想することが出来る。前者は眞實の規範に隨うことをもつて自己の道とすることである。後者は自己自然の道は眞實の規範に隨うことであることを認むるものである。前者は必然の道に進むを意味し、後者は自由にして則を超へざるを意味する。されば攝受正法の境地こそは、必然と自由と合一し、眞道德に往きて大自然に還るものである。この自由を離れて何所に萬行正法があらう。また萬行正法

の攝受することを外にして、何所にか眞の自己を求むることが出来やう。即ち正法と攝受正法とは常に一體なものであらねばならぬ。

三、攝受正法―攝受正法者。然るに經文では更らに一歩を進めて、攝受正法と攝受正法者との一體を説いてある。「正法を攝受する善男子善女人は即ちこれ攝受正法なり」太子に依れば先の正法と攝受正法との一體は尙は「法々相即」である。今の攝受正法と攝受正法者との一體に於いて、眞に「人法相即」が示さるゝのである。

されど吾々は既に攝受正法を心行一體と解釋せられしところに、人法相即の意味を發見した。この心といひ行といふことの外に、更らに人と言はるゝものは何であらうか。これを經文に見るに、攝受正法と攝受者の一體なる理由として、「何を以つての故に、若し正法を攝受する善男子善女人は、正法を攝受せんがために三種の分を捨つ。何等をか三と爲す、謂はく身と命と財となり」といひ、續て身を捨つることに依りて如來の法身を得、命を捨つることに依りて一切甚深の佛法に通達し、財を捨つることに依りて一切衆生の殊勝の供養を得ることが説かれてある。されば人とは身・命・財である。而して攝受正法の人とは、無常の身・命・財を捨て、常住の身・命・財を得るものである。

人法相即は即ち心身一體である。命といふは、こゝでは身と別なものでない。「捨身と捨命とは皆

なこれ死にして、但だ意を建つること異なるのみ。若し身を餓虎に投ずるが如きは、本と捨身にあり若し義士危を見て命を授くるは、意ろ捨命にあり」財は自身の物である。されど衆生の我が所有として深く執し、これに依りて身を養はんとするものなれば、身に屬するものと見るべきであらう。然るにこゝで深く思はねばならぬことは、人法相即の理由としてこの三者を捨つることを擧げられしことである。吾々はこゝで捨をもつて得とする佛教の根本義を知らねばならぬ。價值は所有の上に存しない。唯だ轉換の上へのみ有する。故に價值の最上なるものは、これを他に流通してその苦を救ふにある。その時正しく自ら最上價值の獲得を感じる。『十住論』に曰はく、「菩薩は眞智慧を以つて是くの如く知る、施與し已りてこれ我が物なり、家に在るものは我が物にあらず」と。眞に味ふべきの至言である。身・命・財は輕んずべきではない。されどまた同時に貪るべきものでない。吾々は日夜に急走急作してこの三者を守護せんとする。されど守護し得て何するかを反省するとき、何人が寂しさを感じざるものがあらう。これ即ち捨つるところを知らざるが故に、その實身・命・財を失ひつゝあるが爲めである。この意味に於いて身・命・財を捨つべきところを發見せるものは幸福である。その人は身・命・財を獲得するものである。故に正法の爲に身・命・財を捨つるものは、正法そのものが直ちにその人の身・命・財となる。人法はこゝに相即する。正法は直に攝受正法者となるのである。

されば身・命・財を捨て、如來の法身を得るものは、捨てし其人なることは、經文の上に明了である。然るに太子の疏文を見るに、「こゝに得といふは謂はく、衆生に得しむるなり」と説明してある。こゝに衆生といふは、三種の分を捨てし其人と解し得られぬことはないかも知れぬ。併し若しさうであるならば殊に解り切つてゐることを、「衆生に得しむるなり」と説明せられしことが云何にも無用のことに見える。翻つて經文を見れば攝受正法の廣大なる、よく大地の如く一切衆生を負ひ、大寶藏の如く一切功德の善法を出生することが説かれてある。されば身・命・財を捨つる攝受正法者こそは、一切衆生を負ふて立つ大菩薩である。随つて其人の獲得するものは、そのまゝ一切衆生をして獲得せしむるのである。

而して太子の生涯こそは、正しくその身・命・財を擧げて正法に奉仕し、以つて日本人民をして皆な悉く眞實の身・命・財を得せしめんとの念願をもつて一貫せられたるものであつた。

五

かの十七個條の憲法における「篤敬三寶」は、太子の攝受正法心より現はれしものであつて、正しく『勝鬘經』の入一乘章に基づくものなることは、『義疏』を讀むものをして直ちに領會せしむるであらう。而して夫れに依りて『篤敬三寶』の意味をも同時に領解せらるるのである。

一乘章の前半は一切の諸善悉く皆な唯佛一乘に歸することを説き、後半は佛・法・僧の三寶といへども、所詮は歸依如來の一に歸することを現はしてある。而して其前半の經説を見るに、主として聲聞・緣覺の道は大乗の學を離れて存在せざるを説き、更らに進んで二乗の果は根本無明まだ斷せず、變易生死まだ盡きざるが故に、究竟の果でないことが詳かに説明せられてある。「世尊は依にして依を求めず……阿羅漢は怖畏あり、怖畏を以つての故に如來に依るなり」。かくして「聲聞・緣覺乘はみな大乘に入る、大乘は即ちこれ佛乘なり」。一切の教法は佛法を根據とし、一切の賢聖も悉く如來に歸依して法界は唯だ佛乘のみ存するのである。

故に若しこの經説を以つて直に太子の時代を見れば、孔老の教といふも所詮は佛教に會入して始めて根據を得、神々もまた如來に歸依して其の本懷を全うせらるゝものと領會せねばならぬ。勿論『義疏』にはこれについて一言をも述べてはないが、恐らく太子の領會もこゝにあつたことは想定するも誤はないであらう。而もこの事は今日まで一般に解釋せられてあるやうに、太子が佛教の信仰に徧せられたものと思惟せられてはならぬ。何故なれば、太子の精神を徹底せしむれば、傳來的佛教も亦究竟のものにあらずして、實に太子の會得せられし佛教に開會せらるべきものであるからである。即ち後世の神儒二教徒が太子をもつて佛教に私せられたるものとするは本とより謬見ではあるが、それよりも一層深き反省を要するは、佛教徒が太子を以て直ちに自己の味方であるとするの

妄執である。

つらく『義疏』の文を見るに、昔の小乗と今の大乗とを對立し、昔は無常の如來に歸依し、今は常住の法身に歸依することを宗教としてある。これらの文字は當面その文字通りに小乗と大乘とのことを叙せられしのみと看過すべきであらうか。『義疏』にはそれ以外の意味について何等の暗示も無ければ、文字通りに看過するも當然と思はれぬでもない。されど吾々は是等の文字に接する毎に、傳來の佛教に對して鋭き批判を向けらるゝが如き感に迫らるゝのである。抑も太子の昔の小乗教とは眞實の社會化を知らざる敎團的佛教のことではないであらうか。たとへ大乘教と稱して居つても、逝ける釋尊の教に囚えられて、直ちに第一義の常住法身に接する能はざるものは、その實小乗教と當しきものでないであらうか。若し眞に常住の如來に歸依するものならば、佛教をもつて人間に或る功德利益のあるものとせず、また隱遁修行を強ゆるものならで、直ちに眞實の人格の根底なることが認められねばならぬ。この點より言へば、太子の唯一佛教主義によりて、第一に批判さるべきものは傳習的佛教である。かゝる唯一佛教主義なればこそ、すべての道德教をも開會し、神々の本懷とも歸一せらるゝのである。

こゝに太子の「和國の教主」たる意義が存する。こゝに太子が法・僧の歸依を如來の歸依に攝めし『勝鬘經』を賞讃せられし所以を見ることが出来る。歸依三寶は第一義の如來に歸依するを以つて歸

趣とせねばならぬ。若し如來を忘れて法と僧との歸依に止るならば、動もすれば所謂佛敎に私するものとなるであらう。故に『勝鬘經』には、「若し衆生ありて、如來に調伏せられて如來に歸依し、法の津澤を得て信樂の心を生じ、法と僧とに歸依する、是の二歸依は、此二歸依に非ず、是れ如來に歸依するなり。第一義に歸依するは、是れ如來に歸依するなり。此二歸依と第一義とに於てするは、是れ如來に歸依するなり」と説きて、法の信樂と僧の歸依とは如來の歸依より生ずることを明かにし、しかも其の如來は化身の偶像にあらずして、第一義の歸依なることを現はしてある。誠に第一義の如來なればこそ、これに歸依することが同時に攝受正法の願を生ずるのである。

併しこの事は法・僧二寶の無用であることを意味するものではない。若し法と僧と無くば衆生は云何にして眞實の歸依如來に入ることが出來やう。太子即ち曰はく、「常住の法身を佛寶と爲し、此の法身能く物の爲に軌則たるを自ら法寶と爲し、又此の法身の則ち能く理と和合するを僧寶と爲す。若し歸依を辨せば、其の習解斷惑の爲には、則ち別體を先とすべし。但旨歸に迷はざるには、必ず一體を要と爲す」と。即ち眞實の佛寶を知る爲には、法と僧との梯橙を要する。されどその法と僧とが眞實の法と僧とであることは、常住の法身に依るからである。故に梯橙に囚えられては反て法僧の歸依をも失うのである。こゝに太子が殿堂を建て僧尼を度し、佛法の流通を計られしも、そは決して單なる崇拜の情に依るにあらずして、實に天下の公道といふ信念より出でたるものなるこ

とを見るべきである。

第一義の佛敎は「四生の終歸、萬國の極宗」である。それ故これに對立すべき何等の宗敎もない。然るに太子に依りて領會せられたるこの極宗は眞實の理解を得ずして、日本の佛敎も亦た特殊敎團のものとなり。或は偶像崇拜の迷信に陥つたのである。この點に於いて親鸞聖人の『敎行信證』を一面太子精神の復興と見ることは、殊に切實であると思ふ。聖人は即ち太子の眞實歸依を以つて如來廻向の行信に外ならずと爲し、『勝鬘經』の「大乘は佛乘なり。一乘を得るとは阿耨多羅三藐三菩提を得るなり。阿耨菩提は即ちこれ涅槃界なり。……一乘を究竟するは即ちこれ無邊不斷なり」の語をそのまゝ須いて、暗に太子の高調せられし「第一義乘は、唯だこれ誓願一佛乘」なることを彰はしてある。而して聖人の眼指さるゝ眞實の淨土は、實に常に三寶を見聞する廣大無邊の世界であつて、十方衆生の當に願生すべきところである。聖人の意に依れば、我法受に拘束せらるゝ佛敎徒は邊地懈慢界に住するものである。そは眞實の三寶を見聞せざるものである。況んや眞實の歸依を知らずして祈禱と迷信に陥りつゝあるものは、長く顛倒邪偽を離るゝ能はざるものである。

社會の問題も、國家の問題も所詮は思想問題に結歸する。それ故かの自在王の理想國も、諸の衆生の純一大乘なるところに、その面目が現はるゝのである。而して太子の「篤敬三寶」こそは、日本をして純一大乘の國として、萬國の模範たらしめんとせられし根本精神であつた。即ち太子の精神

に依れば、日本は萬國と對抗する覇者の國たるべきではない。眞に萬國の理想たるべき王者の國であらねばならぬのである。

六

さて唯佛一乘を説ける勝鬘は、更らに進んで法身如來藏の妙理を説く、これ即ち太子に依りて「乘之境」を明すものとせられしものである。その經説に依れば、「如來の法身、煩惱藏を離れざるを如來藏と名づく」。故に一應は煩惱に隱るゝを如來藏といひ、煩惱より現はるゝを法身と名づくとはいへ、その實は法身と如來藏と一體不二にして、不増不減なるものである。されば法身如來は迷悟一切の諸法の依るところでありつゝ、同時に悟の終極に現はるゝものである。そは理想にして同時に實在である。眞道徳と大自然の歸一である。これ本とより分別智を以つて思議するを許さざるところ「不思議」の佛法である。而してこの經説こそ、大乘佛教の根本原理を現はすものであり、またこれに依りて一切衆生悉有佛性といふことが成立するのである。

然るにこの悉有佛性といふことこそは、太子の憲法に「人尤も惡なるは鮮し、能く教ゆれば乃ち化す」と宣ひし思想的根據であらう。吾々はこの見解から太子の如來藏についての領會を知るを要する。太子の解釋に依れば、「生、死、の神明は如來藏に依りて相續して滅せず。但だ惑を出でゝ方に物

の依となるのみにあらず、惑中にありしより已に依と爲るなり」。「一切の衆生はみな眞實の性あり、若し此性なくんば、則ち一化便ち盡きて艸木と異ならざらん。此性あるに由るが故に、相續して斷せず、終に大明を得るなり」と説明してある。これらの説明こそ、吾々の深く味ふべきものであらう。

吾々は先づ生死の神明といふ言葉に注意せしめらる。こゝに神明といふは明かに人間の靈性を指し、魂に名づくるものである。されば太子は人間の魂は如來藏に依るが故にのみ魂たることを得、またそれに依りて魂の不滅なることを認められたのである。然るにかく人間永遠の靈性を神明と名づけられたることは、やがて又た天地神明と稱せらるゝ神々の本體の云何なるものなるかをも知らしめらるゝ。或は以つて太子の神觀をも伺うべきものではなからうか。

神明は如來藏に依りて不滅であるのみならず、また「終に大明を得」べきものである。經には「若し如來藏なくば苦を厭ひ涅槃を樂求するを得ず」といふ。しかも涅槃を樂求する性を有すればこそ、神明は永遠不滅である。即ち人の艸木と類を異にする意味はこゝに存するのである。されば「能く教ゆれば必ず化する所以も、これを外にして何所にか求められやう。

かくして太子は眞實の歸依所を如來に發見せらるゝと共に、深く一切衆生の神明を信じ給ひた。常住の如來は超越的存在にして同時に一切衆生に内在することを認知し給ひた。こゝに於いてか攝

受正法の願に隨ふ、折伏攝受の爲政が、そのまゝ民意の眞實を代表する王者の道であることを會得せられたのである。

—大正二〇。二、一二。—